二　（略）
三　死亡した既支払者の個人番号又は基礎年金番号
四～七　（略）
2　（略）

第二十七条　既支払者が法附則第二条第一項において読み替えて準用する法第二条ただし書の請求又は同項において読み替えて準用する第三条ただし書の請求（法附則第二条第二項の規定によりこれらの請求をしたものとみなされる場合を含む。以下この条において同じ。）をした後に死亡した場合において、法附則第三条第一項の規定により未支給の特別加算金の支給の請求を行おうとする者（以下この条において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出するものとする。

一　氏名及び住所並びに請求者と法附則第二条第一項において読み替えて準用する法第二条ただし書の請求又は同項において読み替えて準用する法第三条ただし書の請求をした後に死亡した既支払者との身分関係
一の二　個人番号
二　（略）
三　死亡した既支払者の個人番号又は基礎年金番号
四～七　（略）

2　法附則第二条第三項の規定により特別加算金の請求をした者が当該請求をした後に死亡した場合において、請求者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出するものとする。

一　氏名及び住所並びに請求者と法附則第二条第三項の規定により特別加算金の請求をした後に死亡した者（以下この項及び次項において「死亡請求者」という。）との身分関係
一の二　個人番号
二　（略）
二の二　死亡請求者の個人番号
三　（略）
四　死亡した既支払者の個人番号又は基礎年金番号
五～八　（略）

3　（略）

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第十四条　年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則（平成三十年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（認定の請求）	（認定の請求）
第二条　法第五条第一項の規定による老齢年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を日本年金機構（以下「機構」という。）に提出することによって行わなければならない。	**第二条**　法第五条第一項の規定による老齢年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を日本年金機構（以下「機構」という。）に提出することによって行わなければならない。
一　（略）	一　（略）
二　（略）	二　（略）
三　死亡した既支払者の個人番号又は基礎年金番号	三　死亡した既支払者の基礎年金番号又は年金手帳の記号番号
四～七　（略）	四～七　（略）
2　（略）	2　（略）

第二十七条　既支払者が法附則第二条第一項において読み替えて準用する法第二条ただし書の請求又は同項において読み替えて準用する第三条ただし書の請求（法附則第二条第二項の規定によりこれらの請求をしたものとみなされる場合を含む。以下この条において同じ。）をした後に死亡した場合において、法附則第三条第一項の規定により未支給の特別加算金の支給の請求を行おうとする者（以下この条において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出するものとする。

一　氏名及び住所並びに請求者と法附則第二条第一項において読み替えて準用する法第二条ただし書の請求又は同項において読み替えて準用する法第三条ただし書の請求をした後に死亡した既支払者との身分関係
一の二　個人番号
二　（略）
三　死亡した既支払者の個人番号又は基礎年金番号
四～七　（略）

2　法附則第二条第三項の規定により特別加算金の請求をした者が当該請求をした後に死亡した場合において、請求者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出するものとする。

一　氏名及び住所並びに請求者と法附則第二条第三項の規定により特別加算金の請求をした後に死亡した者（以下この項及び次項において「死亡請求者」という。）との身分関係
一の二　個人番号
二　（略）
二の二　死亡請求者の個人番号
三　（略）
四　死亡した既支払者の個人番号又は基礎年金番号
五～八　（略）

3　（略）

改正後	改正前
（認定の請求）	（認定の請求）
第二条　法第五条第一項の規定による老齢年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を日本年金機構（以下「機構」という。）に提出することによって行わなければならない。	**第二条**　法第五条第一項の規定による老齢年金生活者支援給付金の受給資格及びその額についての認定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を日本年金機構（以下「機構」という。）に提出することによって行わなければならない。
一　（略）	一　（略）
二　（略）	二　（略）
三　死亡した既支払者の基礎年金番号又は年金手帳の記号番号	三　死亡した既支払者の個人番号又は基礎年金番号
四～七　（略）	四～七　（略）
2　（略）	2　（略）

第二十七条　既支払者が法附則第二条第一項において読み替えて準用する法第二条ただし書の請求又は同項において読み替えて準用する第三条ただし書の請求（法附則第二条第二項の規定によりこれらの請求をしたものとみなされる場合を含む。以下この条において同じ。）をした後に死亡した場合において、法附則第三条第一項の規定により未支給の特別加算金の支給の請求を行おうとする者（以下この条において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出するものとする。

一　請求者の氏名及び住所並びに請求者と法附則第二条第一項において読み替えて準用する法第二条ただし書の請求又は同項において読み替えて準用する法第三条ただし書の請求をした後に死亡した既支払者との身分関係
（新設）
二　（略）
三　死亡した既支払者の基礎年金番号又は年金手帳の記号番号
四～七　（略）

2　法附則第二条第三項の規定により特別加算金の請求をした者が当該請求をした後に死亡した場合において、請求者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出するものとする。

一　請求者の氏名及び住所並びに請求者と法附則第二条第三項の規定により特別加算金の請求をした後に死亡した者（以下この項及び次項において「死亡請求者」という。）との身分関係
（新設）
二　（略）
（新設）
三　（略）
四　死亡した既支払者の基礎年金番号又は年金手帳の記号番号
五～八　（略）

3　（略）